	ニ　可搬式ダスト測定関連機器 （１）　サンプラ （２）　測定器
	ホ　可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 （１）　サンプラ （２）　測定器
	ヘ　個人用外部被ばく線量測定器

（国又は地方公共団体による関係原子力事業者に対する要請）

第三条　法第十条第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

一　当該要請に係る国又は地方公共団体が講じ、及び講じようとする法に基づく措置の内容

二　当該要請に係る国又は地方公共団体が講じ、及び講じようとする法に基づく措置の予定開始時期及び予定終了時期

三　当該要請に係る資機材の種類及び数量

四　当該要請に係る資機材の使用方法

五　当該要請に係る資機材の使用の予定開始時期及び予定終了時期

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省
国農土林水科
交水通産学省
省告示第一号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第四条第一項の規定に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（平成二十年国農文部土林水科交水通産学省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十三年八月三十日

文部科学大臣　高木　義明
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

第１章中「後世に保存・継承する」を「保存し、後世に継承する」に、「総合的・一体的な」を「総合的かつ一体的な」に改める。

第３章中「核となる」を「その核となる」に、「重点区域は」を「重点区域には」に、「核として」を「その核として」に、「こうしたことから」を「このように、文化財と歴史的風致には密接な関連があることから」に、「図られることとなる」を「図られることが期待でき、市町村が、計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」(法第５条第２項第３号イ）をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法にのっとったものとすることが必要である」に改め、「計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」(法第５条第２項第３号イ）をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法にのっとったものとすることが必要である。」を削り、「歴史的風致は文化財と関連が深いため、その」を「市町村は、計画における歴史的風致の」に、「を検討するに当たっては」を「に関する方針を検討するに当たって」に、「周辺環境」を「その周辺環境」に、「保存・活用する」を「保存し、活用する」に、「と教育委員会が」を「と教育委員会は」に、「ことについては法第10条第４項に規定がある」を「とされている（法第10条第４項）」に改め、「望まれる。また」の下に「、都道府県の認定市町村に対する助言（同条第１項）についても、計画の作成段階における市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会から市町村への助言等が期待されるとともに」を加え、「加えて、法第10条第１項には都道府県の認定市町村に対する助言が規定されているが、計画の作成段階においても、市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会からの助言等が期待されるところである。」を削り、「なお、計画においては」を「計画作成段階からの連携の取組としては、例えば」に改め、「維持するために、」を削り、「も必要となる」を「をまちづくりに取り入れることなどが考えられる」に改め、「さらに、町村において、史跡名勝天然記念物の指定の地域のうち、その区域内における現状変更等に係る法第24条第１項に規定する事務の全部又は一部について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第６条第１項第１号ハに規定する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に係る事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、第６章３．⑴ｄ）に掲げる事項について記載する必要がある。」を削る。

第４章中「法第２条第１項に定められた公共施設である」を削り、「及び水路のほか、政令に定められた公共施設である」を「、水路、」に、「、さらには」を「といった公共施設(法第２条第１項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第１条）のほか」に、「に必要である」を「のために必要であると認める」に、「維持又は管理」を「整備又は管理」に、「必要がある（」を「こととされている（」に、「を維持及び向上させる」を「の維持及び向上を図る」に、「法第５条第４項」を「同条第４項」に、「かんがみ、計画の実効性を高める必要がある」を「鑑み、その整備効果や効率的かつ効果的な整備及び管理の実施方法について、関係者間で十分に協議することにより、計画の実効性を高める」に改め、「このため、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理については、その整備効果や、効率的、効果的な整備及び管理の実施方法について、関係者間で十分に協議・考慮することが必要である。」を削り、「設備」を「整備」に改める。

第５章中「を維持及び向上させる」を「の維持及び向上を図る」に、「都市計画法、景観法」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）」に改め、「屋外広告物法」の下に「(昭和24年法律第189号)」を、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の下に「(昭和41年法律第１号)」を、「都市緑地法」の下に「(昭和48年法律第72号)」を加え、「向上の」を「向上を図る」に改め、「このため」の下に「、重点区域について」を加え、「、景観法に基づき」を削り、「、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項、景観重要構造物及び景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項等を定める計画であり、法第３条に基づき」を「定めるものであり」に改め、「ものとされている」の下に「(景観法第１条、第８条、法第３条)」を加え、「景観計画においては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることとされている。そのため、重点区域において、」を「重点区域において行われる」に、「及ぼす建築行為」を「及ぼしうる建築行為」に改め、「景観計画に基づく」を削り、「関する制限等を」の下に「、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等として景観計画に」を加え、「意匠形態」を「形態意匠」に改め、「、歴史的風致の維持及び向上を図るためには」を削り、「基づく措置」を「基づく用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置」に、「により、用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等を行うことが」を「も、歴史的風致の維持及び向上を図るためには」に改める。

第６章１中「各号に掲げる」を「に基づく」に改め、「当たって、」の下に「同項各号に掲げる事項についての」を加える。

第６章２⑴中「、法第５条第５項に定めるとおり」を削り、「所有者等の意見を聴かなければならない」の下に「(法第５条第５項)」を加え、「、法第５条第６項に定めるとおり」を削り、「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、「法第11条第１項の規定により」を削り、「歴史的風致維持向上協議会」の下に「(法第11条第１項)」を加え、「文化財保護法第190条第１項の規定により」を削り、「に地方文化財保護審議会」の下に「(文化財保護法第190条第１項)」を、「地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない」の下に「(法第５条第６項)」を加える。

第６章２⑵中「で定める」を「に規定する」に、「を図る意義」を「の意義」に改める。